

## [事案 23-139] 転換契約無効確認請求

・平成 23 年 4 月 25 日 裁定終了

### <事案の概要>

分割転換制度を利用して、転換した際に、募集人の説明が不十分であったとして、転換契約の取消を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 11 月に、終身保険を分割転換し、医療終身保険に加入した。その際に、原契約はそのままにして、一切変更しないことを伝えていたにも関わらず、下記のとおり、募集人の説明が不十分であったので、転換を取消し、被転換契約を復旧してほしい。

- (1) 原契約から転換契約になること（分割転換制度の内容）について説明がなかった。
- (2) 死亡保障が減額されることについての説明がなかった。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、分割転換制度の内容や、分割転換を行うと被転換契約の死亡保障が減額されることについて、提案書に基づき繰り返し説明を行っており、「ご契約のしおり一定款・約款」「注意喚起情報」などにも記載されている。
- (2) 本契約への分割転換は、医療保障を充実させたい等の申立人のニーズに合致するものであり、申立人は、募集人の説明を受けて、理解したうえで本契約を締結したものである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、上記、(1) (2)の説明がなされなかったことから、これらについて誤信して本件転換手続を行なったとして、錯誤による無効（民法 95 条本文）を主張するものと解して、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにし裁定手続を終了した。

#### 1. 前提事実

募集人は、申立人が原契約の終身保険はそのまま残したいと希望していたことは認めるが、分割転換制度の内容と死亡保障が減額されることは説明しているとして、申立人の言い分と異なっており、直ちに、どちらかの言い分を認めることはできないが、関係証拠から、以下の事実を認めることができる。

- (1) 募集人が説明に用いた提案書には、「契約分割による保険契約一部転換制度」として、制度の内容の説明が記載されている。「保障の仕組み」として、原契約の死亡保険金額が、「転換後契約」、および「分割後存続契約」と記載された箇所にそれぞれ、死亡時の総受取額が、さらに、「保障内容比較」として、現在の契約の死亡時総受取額（1700 万円）、おすすめるプランの死亡時総受取額（1010 万円）が記載されている。

(2) 申立人が署名押印している「申込書」の「契約分割・転換に関する確認印」の欄に、申立人の押印がなされている。

(3) 申立人が署名している「意向確認書」には、「契約分割による保険契約一部転換制度を利用してのお申込みです。現在ご加入のご契約は2契約に分割され、1契約は契約転換によりまったく新しいご契約となり、もう一方のご契約は保険金額・解約払戻金額・保険料等が減少したうえで継続すること等についてご理解いただいている」という確認事項が記載され、「はい」に丸が記されている。

## 2. 錯誤無効について

以上の事実を勘案すると、募集人は、分割転換制度の内容と死亡保障が減額されることについて説明していると推認できるので、この点について説明が不十分であったと認めることはできない。

また、仮に、申立人の錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、前項の事実からすると、申立人には、重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人より錯誤無効を主張することはできない。

### 【参考】

民法第95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。